

議案第53号

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

児童相談所の設置に伴い、葛飾区における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、葛飾区における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第2条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の定めるところによる。

(申請者の要件)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の15第1項の指定の申請については、この限りでない。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。